

第10回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

平成30年10月11日（木） 午後3時00分
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
山口 基治 ・ 森瀬 宏 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫
松野 芳正

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 江崎 和浩

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則
加納 康男 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 田中 鉄男 ・ 辻 政廣 ・ 戸崎 和美
福井 正弘 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一
山田 貞夫

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 高島 明見 主査 則竹 邦彦
主任主事 大嶽 紘代 主任主事 小栗 照之
主任主事 川口 尚杜 主事 坂口 由充加

関 係 者

農林部農林政策課主任 本條 由貴

議 案

- 第 6 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 6 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 6 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 6 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 6 9 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 7 0 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 1 号 農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について

議 長

それでは、平成 3 0 年第 1 0 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、1 8 名中 1 4 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 3 番、河田均委員、議席番号 4 番、永田昭三委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第 6 5 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 8 件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第65号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、鷺山地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細2番、方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の合理化を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細3番、西郷地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の合理化を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細4番、厚見地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

3ページをお願い致します。

申請明細5番、合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の安定を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田、畑を譲り渡すものです。

申請明細6番、合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細7番、合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細8番、三輪山県地区からの申請内容は、所有権の移転で、世帯内で田を贈与するものです。

以上でございます。

ただいま、議案第65号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様か

ら説明をいただきます。

それでは、2ページ1番の鷺山地区の申請については、担当地区の森瀬宏委員、御説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。9月18日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ2番の方県地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は、長良地区に居住している譲受人がワインの製造及び販売に用いるブドウを栽培するため、農地を購入するものであります。

9月20日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。立会いの際に地域の取り決めを守っていただけることを約束してもらい、今後の営農計画についても確認しました。地元としては許可は問題ないと判断しております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ3番の西郷地区からの申請については、担当地区の松野芳正委員、御説明をお願いします。

松野委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が、農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、本市及び近郊で水稻や麦、柿などの栽培をしており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。申請地では水稻を栽培する予定とのこと。9月19日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ4番の厚見地区からの申請については、担当地区の林安廣委員、御説明をお願いします。

林委員

今回の申請は、高齢のため農業経営を縮小したい譲渡人が、農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

9月13日に厚見地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。譲受人は、地元で水稻及び野菜の栽培をされており、農業経験も豊富です。地域の取り決めも理解しており、許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番、6番及び7番の合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、御説明をお願いします。

國井委員

申請明細5番は、農業経営の縮小を図る譲渡人から、耕作権を持つ譲受人が農地を購入し、農業経営の安定を図るものです。

申請地では引き続き水稻及び野菜を栽培するとのことです。

続いて、申請明細6番及び7番は、農業経営の縮小を図る譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人への農地の贈与です。

申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

9月25日に合渡地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。いずれの譲受人も地域の取り決めを十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ8番の三輪山県地区からの申請については、担当地区の山口基治委員、御説明をお願いします。

山口委員

今回の申請は、親から子へ世帯内贈与を行うことにより、農地の所有権を移転するものであります。

9月21日に、事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲受人は、これまで主に水稻栽培を行っており、今後も水稻を栽培する予定とのことです。地域の取り決めも理解しており、許可

については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第65号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第66号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第66号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、5ページの用途区分別総括表にありますように、工・鉱業用地が1件で、転用面積は、畑469平方メートルとなっております。

6ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、合渡地区の申請内容は資材置場に転用するものでございます。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断されます。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第66号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第67号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第67号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

8ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では一般個人住宅が2件、工・鉱業用地が1件、その他1件、合計4件で、転用面積は田、1033.78平方メートル、畑、482平方メートル、合計、1515.78平方メートルとなっております。

9ページをお願い致します。

申請明細1番、黒野地区の申請内容は、賃貸借の設定による資材置場への転用です。申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超える区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細2番、黒野地区の申請内容は、使用貸借の設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、岐阜市役所の支所である西部事務所から、おおむね300メートル以内にある農地であるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細3番、4番は同一事業による申請です。まず申請明細3番、この申請は、使用貸借の設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、日置江地区の水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農

地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

次に、申請明細4番の申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。今回の転用目的は、使用貸借の設定による一時転用です。一時的な利用であり、住宅建築に付随する工事であることから一時転用期間について妥当であると思われます。また、代替方法がないことや農地に復元する誓約書もあることから許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第67号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第68号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出29件、第4条届出4件、第5条届出56件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第68号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

11ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました29件の内訳は、

田が54筆、36,011.25平方メートル、
畑が60筆、19,407.76平方メートルで、
合計114筆、55,419.01平方メートルでありました。

続きまして12ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅が1件、集団住宅その他が1件、貸駐車場・資材置場が2件、合計4件で、面積といたしましては、

田、畑合計で1,166平方メートルとなっております。

受理明細は13ページに記載してございます。

続きまして14ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が23件、集団住宅その他が22件、学校用地が1件、官公署又は病院等公的施設が3件、工・鉱業用地が3件、店舗等施設が1件、貸駐車場・資材置場が2件、その他1件、合計56件で、面積といたしましては、

田、畑合計で27,613.92平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、15ページから30ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年9月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議 長

ただいまの議案第68号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして議案第69号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第69号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

32ページをお願い致します。

今回は、1件提出されており、特例適用農地面積は、

田が、380平方メートル

畑が、5,037.09平方メートル

合計、5,417.09平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第69号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

ありがとうございました。

引き続きまして、現在、黒野地区、岩地区及び芥見地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野区内で現在行われている砂利採取の状況を報告いたします。現在埋戻し作業が行われており、9月28日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく埋戻しが行われていることを確認しております。

今後も農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区の工事の進捗状況について、担当地区の清

水健吉委員、御説明をお願い致します。

清水委員

岩地区内 2 件及び芥見地区内 1 件の砂利採取の状況を報告いたします。

9 月 28 日に県及び市の関係部局による定期立入検査を行っております。

まず、岩滝西 2 丁目地内の砂利採取地につきましては、先月の総会で 9 月中旬に埋戻しが完了する見込みとお伝えしましたが、台風や長雨等により作業に遅れが生じ、本日、工事完了報告書が提出されました。

次に、岩滝西 3 丁目地内の砂利採取につきましては、特に問題なく埋戻し作業が行われています。

最後に、芥見嵯峨 2 丁目地内の砂利採取についてですが、現在は掘削作業中であります。近隣住民から発電機の騒音や排水の濁りについて改善するよう要望があったため、事業者に対応を依頼しております。

今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区、岩地区及び芥見地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議長

引き続きまして、別冊の第 10 回農業委員会総会議案その 2 でございます。

議案第 70 号、農用地利用集積計画の決定について、賃借権の設定 19 件、使用貸借による権利の設定 636 件、以上について、平成 30 年 10 月 4 日付け、岐阜市農政第 136 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。関係部局の説明を求めます。

本條主任

農林政策課の本條と申します。よろしく申し上げます。

議案第70号、農用地利用集積計画の決定について御説明致します。

まず、1ページを御覧ください。

今回の農用地利用集積計画の内容は、賃借権の設定が19件、使用貸借による権利の設定が636件となっております。

なお、賃借権と使用貸借の設定期間ごとの件数は、下段に記載のとおりです。

また、記載しておりませんが集積する面積は、賃借権が、22,197平方メートル、使用貸借が、602,426.81平方メートルであり、合計面積は、624,623.81平方メートルとなっております。

新規と更新の内訳につきましては、新規が、158,414.91平方メートル、更新が、466,208.90平方メートルとなっております。次に、集積の内容について、御説明致します。

2ページを御覧ください。

こちらは、設定期間3年の相対の賃貸借による総括表であります。

借賃に関しまして、右端から2列目に記載してございますが、いずれも地域内の実情を考慮し、問題ないものと考えております。

続いて、3ページを御覧ください。

こちらは、設定期間3年の相対の使用貸借による総括表であります。

次に、4ページを御覧ください。

こちらは、設定期間6年の相対の賃貸借による総括表であります。

借賃に関しまして、右端から2列目に記載してございますが、いずれも地域内の実情を考慮し、問題ないものと考えております。

次に、5ページを御覧ください。

こちらは、設定期間6年の相対の使用貸借による総括表であります。

続いて、6ページを御覧ください。

こちらは、設定期間10年の相対の賃貸借による総括表であり、これらは全て農地中間管理機構に対し、農地を貸し出すものであ

ります。

借賃に関しまして、右端から2列目に記載してございますが、いずれも地域内の実情を考慮し、問題ないものと考えております。

次に、7ページを御覧ください。

7ページと8ページは、設定期間10年の相対の使用貸借による総括表であり、これら28件の内、27件は農地中間管理機構に対し、農地を貸し出すものであります。

続いて、9ページを御覧ください。

こちらは、設定期間2.5年の農地利用集積円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

次に、10ページを御覧ください。

10ページから20ページは、設定期間3年の円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

続いて、21ページを御覧ください。

21ページから30ページまでは、設定期間6年の円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

次に、31ページを御覧ください。

こちらは、設定期間10年の円滑化事業の貸貸借による総括表であります。

借賃に関しまして、右端から2列目に記載してございますが、いずれも地域内の実情を考慮し、問題ないものと考えております。

続いて、32ページを御覧ください。

32ページは、設定期間10年の円滑化事業の使用貸借による総括表であります。

次に、33ページを御覧ください。

こちらは、設定期間0.5年の担い手への面的集積の使用貸借による総括表であります。

続いて、34ページを御覧ください。

こちらは、設定期間1.5年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

次に、35ページを御覧ください。

こちらは、設定期間2年の面的集積の使用貸借による総括表であります。

以上、御説明致しました農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にそれぞれ該当しているものと考えます。

議案第70号についての説明は以上であります。

議長

ただいま、議案第70号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第71号、農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について、賃借権の設定6件、使用貸借による権利の設定27件、以上について、平成30年10月9日付け、岐阜市農政第146号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。関係部局の説明を求めます。

本條主任

それでは議案第71号につきまして、農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定についての内容を御説明致します。

37ページの様式第3号2アの農用地利用配分計画案を御覧ください。

この配分計画案は、農地の出し手と受け手について氏名、住所、土地の所在地、貸付先、利用権の種類、内容、貸借する期間等を記載しております。

農地中間管理機構から受け手に農地を貸すためには、この計画案を作成する必要があり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会の意見を聞いて定めることとなっておりますので、今回、議案として提出させていただきました。

本事業を活用する貸借の件数は、33件あり、内訳は、合渡地区が6件、常磐地区が27件となります。

各地区の農地の受け手につきましては合わせて4経営体となります。

また、本事業を活用する農地の所在地については、39ページ

から46ページの地図に記載されており、黒く塗られている農地が、今回、本事業の該当する農地となります。

議案第71号の説明は以上でございます。

議長

ただいま、議案第71号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後3時50分閉会を宣す。